

国会議員互助年金法廃止法案（概要）

1. 国会議員互助年金法（以下、「現行法」という。）は廃止する。
 - （1）現職議員は、施行日以後、納付金の納付は要しない。
 - （2）現行法における国会議員の在職期間は、平成18年3月をもって終わるものとする。
2. 施行日
平成18年4月1日
3. 現行法の廃止に伴う措置
 - （1）現行法廃止の際現に国会議員である者に対しては、その者の請求により、納付金総額の百分の八十に相当する額を退職（現行法第三条に定める退職）の時に一時金として支給する。

この一時金は、現行法の退職一時金と同様の性格の給付とし、課税についても同様に退職所得とする。
 - （2）現行法廃止の際現に国会議員である者であって施行日の前日までの在職期間が十年以上であるものに対しては、その者の請求により、（1）の一時金に代えて、その在職期間に対応した廃止前の互助年金法（旧法）による普通退職年金を支給することができる。ただし、その額は、現行法による普通退職年金の額の百分の八十五に相当する額とするものとする。
 - （3）旧法による裁定を受けた互助年金及びその権利を有する者に係る互助年金については、旧法の規定はなおその効力を有する。この場合における普通退職年金の額は、下記の区分に応じ、現行法による年金額に当該割合を乗じて得た額とする。なお、遺族扶助年金の額については現行のとおりとする。
 - イ 退職時の基礎歳費月額が百三万円の者 百分の九十
 - ロ 退職時の基礎歳費月額が九十八万九千円の者 百分の九十二
 - ハ 退職時の基礎歳費月額が九十六万九千円の者 百分の九十三
 - ニ 退職時の基礎歳費月額が八十八万円の者 百分の九十六
 - ホ 退職時の基礎歳費月額が八十四万円以下の者 百分の百
 - （4）普通退職年金の額と互助年金外の所得金額との合計額が七百万円を超えるときは、当該超える額の二分の一に相当する額の普通退職年金の支給を停止する。停止する額が普通退職年金の額を超える場合には、普通退職年金は支給しない。

与党案・民主党案の主な相違点

項目	与党案	民主党案
OB議員	普通退職年金の支給継続(退職時期により4～10%減額あり)	普通退職年金の支給継続(30%減額)
施行時に在職10年以上の現職議員	①現行法から15%減額した上で普通退職年金を支給 又は ②納付金総額の80%の退職一時金を支給のいずれか	納付金総額の50%の清算金を支給 (既裁定者は30%減額した普通退職年金を支給)
施行時に在職10年未満の現職議員	納付金総額の80%の退職一時金を支給	納付金総額の50%の清算金を支給
高額所得による年金の停止	普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が700万円を超える場合は、超える額の2分の1の支給を停止	普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が700万円を超える場合は、超える額の支給を停止

廃止に伴う措置の主要な内容

平18. 4. 1国会議員互助年金法廃止

現職議員 722人(衆480人、参242人)

在職10年以上
276人
(衆171、参105)

在職10年未満
446人
(衆309、参137)

平成18. 4以降
納付金は納付せず

- 納付金の総額の8割を退職時(含、解散、任期満了時)に給付又は
- 退職後平18. 3時点の現行法による年金額の15%削減した年金を受給
- 納付金の総額の8割を退職時(含、解散、任期満了時)に給付

過去在職通算10年以上の生存者

○ B 議員 員

若年停止者 24人
(衆19人、参5人)

既受給者 501人
(衆311人、参190人)

○現在の年金の支給継続

但し、平6. 12以後の退職者 (基礎歳費月額103万円) 年金額の10%削減
平2. 7~6. 11の " (基礎歳費月額98. 9万円) " 8%削減
昭59. 4~平2. 6の " (基礎歳費月額96. 9万円) " 7%削減
昭56. 4~59. 3の " (基礎歳費月額88万円) " 4%削減
昭56. 3以前の " (基礎歳費月額84万円以下) 削減しない

○高額所得の受給者の年金の停止措置強化

普通退職年金の額と互助年金外の所得金額との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の普通退職年金の支給を停止する。停止する額が普通退職年金の額を超える場合には、普通退職年金は支給しない。

遺族
○ B 議員

既受給者 409人

○現在の年金額を全額支給継続

議事速報

平成18年1月31日（火）

衆議院本会議

・平成17年度補正予算3案

討論 笹木 竜三君

松岡 利勝君

吉井 英勝君

阿部 知子君

・国会議員互助年金法廃止法案

討論 鈴木 克昌君

松本 純君

・石綿による健康被害の救済に関する法律案ほか1案

討論 田島 一成君

加藤 勝信君

衆議院記録部（内線 2503）

すっかりしたセーフティネットを構築するために何をなすべきかに全力を挙げて取り組むことを表明し、反対の討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君） 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

日程第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

○議長（河野洋平君） 日程第四、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長 岸田文雄君。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君 ただいま議題となりましたハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、戦前、国内のハンセン病療養所と同様の隔離政策が実施されていた国外の療養所に入所していた方々について、その精神的苦痛を慰謝するため、補償金を支給しようとするもので、その主な内容は、

第一に、昭和二十年八月十五日までの間に厚生労働大臣が定める国外のハンセン病療養所に入所していた者であつて、現行法の施行日において生存している者に対し、補償金八百万円を支給すること、

第二に、補償金の請求は、この法律の施行日から五年以内に行わなければならないこと、

第三に、この法律は、公布の日から施行し、施行前に補償金を請求する意思が書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、施行前に死亡した者を含めて請求があつたものとみなすこと等であります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。本案は、去る二十七日の厚生労働委員会におい

て、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外七名提出）

法律案（河村たかし君外七名提出）

日程第六 国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外六名提出）

○議長（河野洋平君） 日程第五、河村たかし君外七名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案、日程第六、宮路和明君外六名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長佐田 玄一郎君。

国会議員互助年金法を廃止する法律案（河村たかし君外七名提出）及び同報告書

国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外六名提出）及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 たいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、宮路和明君外六名提出の法律案は、現行の国会議員互助年金法を本年四月以降廃止し、これに伴う所要の経過措置を講じようとするものであり、これにより現職議員が国庫に納めている納付金は四月以降はなくなりません。

経過措置の主な内容は、議員 O B や遺族の既受給者については、年金権も憲法の保障する財産権であるため、年金の支給自体は継続するものの、国庫負担を軽減するため、O B が受ける年金は最大一〇%削減し、さらに年金の全額支給停止を含む高額所得による支給制限措置の大幅強化を図ろうとするものです。

現職国会議員については、廃止の時点で現行法による年金の受給資格を満たしているか否かで区分し、在職十年以上のいわゆる有資格者は、廃止時点までの在職期間に対応する、いわば過去の年金を退職後受けるのみとし、その額も O B を上回る一五%削減した上で、同様の高額所得による年金の停止措置も適用することとしております。

なお、年金の受給権を放棄した場合には、これにかえて、廃止までに納めた納付金総額の八割に相当する額を一時金として退職時に受け取ることのできることをいたしました。

在職十年未満の現職議員は、納付金総額の八割を退職時に一時金で受け取るのみとするものであります。

次に、河村たかし君外七名提出の法律案は、与党案と同様、現行国会議員互助年金法を本年四月以降廃止することを定めるものであります。廃止に伴う経過措置については、議員 O B が受ける年金は現行より三〇%削減し、また、現職議員については納付金の返還のみとし、その支給割合も五割としている点が主な相違点であります。

両法律案は、当委員会に付託され、去る二十七日提出者宮路和明君及び河村たかし君から提案理由の説明を聴取した後、質疑、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、河村たかし君外七名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、次に、宮路和明外六名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。鈴木克昌君。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。たいま議題となりました国会議員互助年金法を廃止する法律案に関し、民主党提出法案に賛成、自民党、公明党提出法案、いわば羊頭狗肉、竜頭蛇尾の法案に反対の立場から討論をいたします。(拍手)

議員年金の改革が本格的に俎上に上がったのは、一昨年、通常国会の年金法改正のときからであります。政府提出の改正法が、制度の抜本的な改革

を置き去りにしたまま、十四年連続で保険料を引き上げ、年金額を一五%カットするなど、国民に厳しい内容でありました。しかし、一方、国会議員には高額でしかも国庫負担率七〇%を超えるという極めて有利な年金があることに對し、国会議員の特権、国民に痛みを求めるならず政治家がみずからを律するべきという強い批判が国民から寄せられました。

民主党は、政府改正法案にあわせて、国民年金を含めたすべての年金の一元化を内容とする法案を国会に提出いたしました。その時点で既に、議員年金を廃止して、国会議員も一元化された公的年金制度に国民の皆さんと同様に加入することを主張いたしました。残念ながら、年金制度の一元化への道筋はまだ見えていませんが、この議員年金改革に対する基本的な思想、すなわち、国会議員も国民と同じ年金を受給する、隗より始めよは微動だに揺るいではいけません。

議員年金改革については、その後紆余曲折を経ました。一昨年の総選挙後、議長のもとに調査会が設置され、昨年の一月には答申が提出されました。本来ならこの答申を尊重することは当然であります。私たちがから見ると、その内容はとも国民の納得を得られるようなものではありません。当事者ではない調査会が余り大胆な改革案を答申できないことは、やむを得なかったかもしれませぬ。民主党としては、やはりこれはみずから切る決断をし、大胆な改革案をまとめなければならぬと考え、法案作成に着手いたしました。一方、与党も私たちの提案に応じる形で昨年の

総選挙後から取り組みましたが、その後の過程では混乱をきわめました。

与党は、一たん議員年金廃止としながら、廃止期間を明記せず、当面の間、現行制度を微修正した年金制度を継続する案をまとめました。しかし、この案は小泉総理の、このままでは国民の理解は得られないというツルの一声で、与党は慌てて本年四月に議員年金を廃止する方針へと転換しました。さらに、十二月七日には、新方針に基づく与党案に対して、小泉総理が、与党案では廃止にならないと再度の指示を出されたわけであり、これに慌てた与党は、急ぎ総理を説得に走り、今度は総理が説得されて、翌八日には総理が了承するという事態になったわけであり、小泉総理の朝令暮改でようやく決着したというてんまつとなったわけであり、

このような事態を招いた最大の原因は、自民党、公明党ともに、議員年金の改革を何のために行うのかという根本が欠落していることにあります。そうでなければ、わずか一日で全く異なる内容の案を両党がまとめられるわけがありません。国民の批判が強いから、何でもいからまとめよう、民主党がやるというから、仕方がないからやっておこうという理念のなさが混乱をもたらしたのであります。

そして、この過程が内容にそのまま反映していません。与党案の最大の問題点は、現職議員が将来の年金受給を選択できることにあります。繰り返しますが、この改革のスタートは、国民と同じ目線に立つ、議員みずからが率先してみずからの痛

みを伴う改革を断行するということにあります。しかし、与党案では、既に年金受給資格を得ている現職議員には痛みがほとんどありません。年金受給を選択すれば、恐らく多くの議員が、これまで納付してきた納付金より多額の年金を受給できます。これ以上年金受給額は上がりませんが、それは負担がなくなるからです。当たり前のこととあります。

また、与党案では、今後四十年、五十年にわたって現行制度に基づく年金給付が継続する可能性が高く、その財源は、すべて国民の血税で賄われることとなります。結果として、巨額の国庫負担が必要となるわけであり、そもそも、民主党が年金廃止案をまとめたときに、給付金がなくなれば国民負担がふえる」と民主党案を極めて厳しい口調で批判したのは与党ではなかったでしょうか。

しかし、結果的に、現職議員に対し将来の年金受給もある与党案は、現職議員の将来の年金受給のない民主党案に比べて、極めて巨額の国庫負担が必要となります。なぜ与党は、あれだけ激しく国庫負担の増加に反対したにもかかわらず、民主党案以上に国庫負担の大きい与党案を取りまとめたのか、明確な説明が必要であると考えます。

これに対して、民主党案は、基本的な思想のつと、その内容はすっきりしています。現職議員はすべて将来の年金受給を放棄します。OB議員に対しては、その生活の維持に配慮しつつ、給付額を三割カットとさせていただきます。与党は、民主党案に対して、財産権を規定する憲法二十九条に違反すると主張します。しかし、現職議員に

ついては、みずからの財産について、みずからが放棄するのでありますから、これを憲法違反だとは考えません。何より、この国の財政を考え、また、隗より始めよとみずからが痛みを感じる改革が必要だと考えている以上、この程度は当然だと考えています。

また、与党案でOB議員に対する給付についても最大一〇%カットとしており、我が党案が財産権を規定する憲法二十九条に違反するというのであれば、同じことではないでしょうか。

なお、付言すれば、与党案では、年金給付額は現職議員で一五%カットとしており、調査会答申よりもカット率が後退しています。何より国会は、さきの年金法改正で国民の年金を一五%もカットしたのです。にもかかわらず、結果的に国民よりはるかに高い年金を受給する。これは、まさに議員の特権の濫用以外の何物でもないのではないのでしょうか。このような内容で、本当に国民の理解を得られるとお考えでしょうか。私は、決して国民の理解は得られないと思います。

この間、与党の中で最も議員年金廃止にこだわってきたのは小泉総理です。しかし、結果として与党案は、実質的な現行制度の延長に終わりました。総理は、本当にこの与党案でよいとお考えになっておられるのでしょうか。この案は、まさに羊頭狗肉、竜頭蛇尾であると思います。総理自身も強い不満をお持ちだと思えます。そうであるならば、ぜひとも与党案に反対し、民主党案に賛成を表明していただきたいわけであり、(拍手)

議場の議員各位にお願い申し上げます。

今まで申し上げてきたように、与党案は議員としての尊厳を国民に示すことができません。これでは、国民の政治に対する不信感を払拭することはできません。私は、国会議員が議員年金目当てで議席を得たとは全く考えておりません。そうであるならば、みずからの身を切り、国会議員として堂々と国民の前に立つために……

○議長 (河野洋平君) 鈴木君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○鈴木克昌君 (統) どうか、民主党案に御賛同いただきたいと思えます。

以上で終わります。(拍手)

○議長 (河野洋平君) 松本純君。

〔松本純君登壇〕

○松本純君 私は、自由民主党及び公明党を代表し、ただいま議題となりました与党提案の国会議員互助年金法を廃止する法律案について賛成、民主党提案の国会議員互助年金法を廃止する法律案に反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

以下、具体的に申し述べます。

現行の互助年金法第九条では「国会議員が在職期間十年以上で退職したときは、その者に普通退職年金を給する。」と定めており、本条から、この要件を満たす議員は年金受給資格が発生することとは明白であります。

与党案は、この厳粛な事実を基礎に、年金受給資格の有無によって現職議員を区分し、在職十年以上の者には、ことし三月までの在職期間に応じた年金額を一五%削減した上で支給し、在職十年

未満の者には、納付金総額の八割を一時金として支給するという極めて明快な内容であります。

また、現に年金を受給しているOB議員につきましては、その額を最大一〇%削減するとともに、年金と年金外所得の合計が七百万円を超える場合には、その超える額の二分の一を停止することとし、現在の最低保障制度も廃止するなど、高額所得者に対する支給制限措置を大幅に強化し、現今の国民世論にも十分にこたえつつ、国庫負担金を極力削減する方途を講じようとするもので、責任与党としての面目躍如たる内容となっております。(拍手)

これに対し、民主党案は、先ほど指摘いたしました互助年金法第九条の規定を全く無視して、現職議員を一律に扱い、年金受給資格があるにもかかわらず、納付金総額の五割のみを清算金として支給するという乱暴な措置を強行しようとするもので、法律違反のそしりを受けても不思議はなく、一たん訴訟が提起されたときは到底たえ得ないものであると断ぜざるを得ません。

さらに、民主党案では、同じ現職議員でも、たまたま過去に落選などによって年金の裁定を受けた者には引退後には年金の支給が保障されているのに対し、連続当選を重ねた者には、年金受給資格を満たしているにもかかわらず、一切年金は支給されないとといった、常識的に考えても理解しがたい仕組みになってきていることなど、多くの問題ははらんでいると指摘せざるを得ず、もとよりこのような案には反対であるということを明確に申し上げておきます。

かかる不公平で極端な内容を含む民主党案に対しては、同党内において異論があったとも仄聞しており、しよせんは否決されることを見越しての提案ではないかとの邪推すら生んでおるのであります。

建設的対案路線の推進を標榜する同党への国民の期待に果たしてこたえ得るものなのか、他人事ながら甚だ疑問を抱かざるを得ないと言うべきであります。

与党案では、有資格の現職議員には、年金の受給の道と同時に、これを請求しない場合には一時金受給の道も開かれているのでありますが、与党案が成立した暁には、すべての民主党所属議員は、自分たちの法案を主張するのであれば、当然、迷うことなく、年金を受給する道は選ばれないであろうことは当然のことと確信しているということを申し上げ、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長 (河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長 (河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第五、河村たかし君外七名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第六、宮路和明君外六名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君 ただいま議題となりました平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

本案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、二十七日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。本日討論の後、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、石綿による健康被害の救済に関する法律案、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 石綿による健康被害の救済に関する法律案、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。環境委員長木村隆秀君。

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び同報告書

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案及び